

講演

アメリカにおけるたばこ訴訟と禁煙運動

現在アメリカにおいて、たばこ会社は、かつてないほど多くの訴訟に巻き込まれています。このほとんどの場合、会社側が勝訴しています。しかし、一連の訴訟はたばこ業界にとって、大変な脅威を与えていることも確かです。よって、初めて今、たばこ業界は、いくつか重要な訴訟を決着に持ち込もうと躍起になっています。実際、禁煙運動家たちとの全面的な決着をつけようとしているのです。そこで今日はまず、アメリカのそういった状況についてお話し、それが日本に対してどのような意味を持つことになるのか考えてみたいと思います。

アメリカにおけるたばこ訴訟と禁煙運動

ステイブ・シュガーマン

(カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授)

藤野 るり子 訳

(大東文化大学大学院生)

① 個人的な損害賠償訴訟

A. 喫煙者による損害賠償訴訟

たばこが原因で起こった疾病に関する訴訟のほとんどは、製造物責任を問うものであり、喫煙者自身、またはその家族によって、たばこ会社側が提訴されています。これは、たばこが原因で重い病気になったり、あるいは死亡したという訴えで、損害賠償を求めめるものです。アメリカでは過去五〇年間で、このような訴訟が何百、あるいは何千と起こっています。現在でも、何百もの裁判が進行中です。

しかし、その内、陪審員によって損害賠償が認められたのは、ほんの三件のみで、そのいずれも控訴審では逆転判決を

受けています。これ以外の多くの訴訟は放棄されたり、あるいは被告側の会社が勝訴しています。なぜこのような結果になってしまうのでしょうか。

まず第一に、医療関係者もほとんどの喫煙者たちも、喫煙は身体によくないとわかっている一方、たばこ会社側は、長年にわたってその事実を否定し続け、もしそれが事実ならば、原告側にそれを裁判で証明するよう主張してきたからです。現在では、おそらく原告側も、たばこがガン、心臓病などの原因になるという一般的な証拠を提示することができるでしょうが、さらに原告は、自分たち自身の病気とたばこの関連性をも証明しなければなりません。肺ガンの場合は、喫煙が原因で、かなり高い割合で発病することがわかっているので、これを証明することはそれほど難しいことはありません。しかし、心臓病の場合は、仮にたばこを吸っていないてもなっていた可能性が高いのです。さらに問題となってくるのは、喫煙者の中には、ずっと同じブランドのたばこを吸ってきたわけではなく、異なる会社のいろいろなブランドのたばこを吸ってきた人がいることです。こういった人々にとって、どのブランドが彼らの病気の原因となったのか証明する

す。もし会社側が国民に対して、もっと早く、もっと適切な警告を発していれば、喫煙者もたばこをやめていただろうし、または、最初から吸わなかったにちがいないというわけです。

一九六四年、アメリカ公衆衛生局長の報告書は、初めて公式に、たばこ製品が死や疾病をもたらすという見解を発表しました。その後まもなく、米国議会はたばこ会社に対して、喫煙が人体に害を与えるという警告をパッケージや広告に表示することを義務付けました。Cipoloneの裁判で、最高裁は、一九六九年以降に表示された警告に対しては、連邦法に沿っている限り、会社側は提訴されることはないと決めました。したがって、一九六九年以降の警告表示に対して訴訟を起こすことは、原告側にとって難しくなってきました。

もちろん、今病気に苦しむ喫煙者の多くは、警告表示が義務付けられていなかった一九六四年以前にたばこを吸い始めたということで、会社側を告訴することはできます。しかし、それには二つの問題があります。第一に、原告側はたばこ会社が、公衆衛生局長の報告以前から、たばこの危険性について知っていたということを証明しなければなりません。最近、あるたばこ会社の秘密文書が明るみにできましたが、それまで

ことはおそらく不可能でしょうし、それが裁判で勝てない理由でもあるのです。

こういったたばこ病気の因果関係をめぐる問題とは別に、アメリカでは原告側が、たばこそのものが法律で定められたいわゆる「欠陥商品」であるということを証明しなければならぬという問題があります。裁判所は、危険であるというだけではその商品を欠陥品であるとはみなしません。さらに喫煙者がたばこ製品に欠陥があると主張するためには、たばこはもっと安全に作れるモノだということを証明しなければならないのですが、公的な健康推進団体は、そのようなことは不可能であるといっています。

そこで、たばこをめぐるほとんどの訴訟は、喫煙の害に対する警告が不十分であるという点に基づいてなされています。つまり喫煙者は、過去においてたばこを買った時、喫煙に対する警告が表示されていなかったという点で、たばこは欠陥商品であったと言えるし、現在でも、そういった警告は表示されているが十分ではないと主張しているわけです。また弁護士側も、たばこ会社は常に喫煙の危険性を知っていたにもかかわらず、適切な警告をしてこなかったと主張していま

は、これを証明することは困難でありました。

第二に、警告が表示されてからも、喫煙をやめていない人がいるという問題があります。この場合、もっと早く警告を表示すべきであったというような喫煙者側の主張は通らなくなります。この問題に対処するためには、おそらく、たばこには習慣性、常用性があるということを証明しなければなりません。つまり、たばこには習慣性があるということなど知らなかった十代のうちから喫煙を始め、後でたばこの害を警告されたところで、もうたばこが習慣づいてしまいやめることはできないと主張するわけです。この主張は、かなり意味のあるやり方で、「たばこに害があるということは了解事項である」という会社側の主張に対抗することができます。しかし、問題は、陪審員にたばこに常用性があることを納得させることです。というのも、彼ら自身、あるいは彼らの身内で、禁煙に成功している例が多くあるからです。

以上のような、喫煙者にとってのいわゆる法的な壁を念頭に考えると、なぜ個人的な製造物責任を求める訴訟で、多くの場合、会社側が勝訴するのか理解しやすいのではないかと思います。しかし、事態は変化しつつあります。最近、二人

の喫煙者がフロリダ州での損害賠償訴訟で勝訴しています。しかし控訴審では、手続き上の問題で、逆転判決を受けています。というのも弁護士一人で、一五〇人以上の弁護を行っていたのです。

B. 間接喫煙者による損害賠償訴訟

新しい形で製造物責任を問う訴訟が起こっています。この場合、原告自身はいわゆる喫煙者ではなく、間接喫煙、あるいは受動的喫煙などと呼ばれる他人の吸ったたばこの煙によって害を受けていると主張しています。

彼らの訴えもまた、たばこ会社側でたばこの害に対する警告を怠ったということに基づいています。彼らの主張によれば、会社側は長い間、たばこの煙が第三者にも害を与えることを知っていたはずで、それを警告すべきであったというわけです。もし、たばこの危険性を知っていれば、避けることができたというのです。つまり、夫がたばこを吸う人の中には、屋外、または別室で喫煙させることもできたし、禁煙させることもできた主張している人がいるのです。また、家族や身の回りには喫煙者はいないけれども、職場で被害を受けたとする人が多くいます。この場合も、たばこの害を前も

らしたたばこのブランドを特定しなければならないことがあげられます。

② 集団訴訟

弁護士の中には、個人的に製造物責任を求める訴訟に限界を感じ、集団訴訟を起こす者もでてきています。同時に多数の被害者が一丸となって訴訟を起こすものです。例えば、ニューヨーク州では、五〇〇〇万人の喫煙者の弁護をまとめて訴訟した例もあります。

このような集団訴訟には、いくつかの利点があります。まず第一に、喫煙と病気との因果関係を示す個々の証拠を提示する必要がないということです。かわりに、例えば、集団訴訟を起こしている全人数の中で、X%が肺ガンで、Y%が心臓発作を起こし、Z%が肺気腫であるなど、統計を示すだけで十分なのです。さらに、害をもたらしたとされるたばこのブランドを特定しなければならないという問題も、集団訴訟によって解決することが可能です。例えば、マーケットシェアをもとに、フィリップモリス社はA%の責任があり、R.J.レインolds社はB%の責任があるということを示せばよいの

アメリカにおけるたばこ訴訟と禁煙運動

って知っていたら、職をかえたり、職場を禁煙にしたりと手を打てたはずだというわけです。

こういった間接喫煙の訴訟に対する判決は、まだほんのわずかしき出されていません。今のところ、会社側に有利な運びとなっていますが、おそらくそれは、原告側の弁護団がまだ不慣れなためであると思われる。たばこ業界は、一連の訴訟で大きな被害を被ることになるかもしれません。というのも、間接喫煙が人体に害を及ぼすと証明されれば、政府によって公共機関での禁煙が命じられる可能性があるからです。

たばこ会社側は、間接喫煙は喫煙しない人にとって、迷惑以上のものであるということを証明するよう十分な証拠はないと主張しています。しかし私自身は、間接喫煙の危険性に対する科学的な証明は可能であると考えていますし、中立的な立場をとる専門家できえ、それを認めています。しかし、まだまだ間接喫煙の研究は、直接喫煙と病気の関わりの研究に比べて不十分であるといえます。

間接喫煙の訴訟にまつわる他の問題としては、まず会社側は害について、どの時点でどこまで把握していたのかを証明しなければならないこと、そして、個人の病気とそれをもた

です。特にここで重要なのは、このような集団訴訟が、必要な限りいくらかでも資金を惜しまないという、経験豊富な専門の弁護士がチームを組んで訴訟を起こしているという点です。

また明らかに、こういった集団訴訟を担当する弁護士たちは、原告個人個人の損害賠償を裁判で勝ち取ろうとしているわけではありません。むしろ、ある種の全面的な決着によって、何百万ドル、あるいは何十億ドルといった賠償金を獲得しようとしています。そして、各原告個人は、その中から見合った賠償金を手にすることになります。同様の解決法は、例えば、地域住民による有毒物質被害の訴えなど、アメリカの多くの集団訴訟で見られます。

しかし、少なくとも今のところは、連邦裁判所は、このようなたばこ集団訴訟に関して、むしろ敵対的ともいえる態度を示しています。例えば、先程お話ししたニューヨーク州の件では、控訴裁判所が、集団訴訟にはふさわしいものではないとして、訴えを却下しています。また裁判所の中には、このような集団訴訟によって、たばこ会社側がたつた一つの訴訟で不当に全財産を失う危険性があると懸念しているところもあります。あるいは、被害者、特に将来的な被害者が、

個人としての十分な賠償を受けられなくなるのではないかと心配するところもあります。また判事の中には、連邦裁判所がたばこ訴訟だけで手一杯になってしまうことを良く思わない者もいます。しかし州裁判所は、こういった集団訴訟を受け入れる可能性がありますし、実際に最近、何件か提訴されています。

次に、現在、フロリダ州で進行中の二つの重要な集団訴訟についてお話したいと思います。まず一つめは、全米のフライトアテンダントのケースで、間接喫煙をめぐる訴訟です。彼らの主張は、たばこ会社がたばこの害についての知識を公にしていたら、もっと早くに飛行機を禁煙にできたはずだというものです。二つめの訴訟は、自らの喫煙によって病気になった、フロリダ全土の喫煙者による訴えです。

フライトアテンダントのケースでは、原告側の弁護士とたばこ会社との間で決着が見られました。弁護士に対しては、多額の弁護士料が支払われることになっており、また、間接喫煙による害を減らすための資金が提供されることになっています。しがしながら、フライトアテンダントには、何の賠償金も支払われていません。彼らは、さらに個別に裁判をして

し始めました。いわば、流行に乗っている、便乗しているといったところですよ。ミシシッピ州の訴訟で明らかになった弁護士側の弱点をふまえて、彼らは、たばこ会社は、州の消費者保護法に違反している、あるいは反トラスト法に違反しているなど、さらなる法的理論付けを試みました。

確かに会社側は、消費者保護法などに違反しているかもしれませんが、その違反に対する罰金が、なぜ低所得の喫煙者にかかった医療費で測られるのか明確ではありません。しかし、この医療費は莫大なものであったため、検察官たちはこれに固執しているようでした。

これらの訴訟において、法的に見て有利であったにもかかわらず、たばこ会社側は結果を懸念していたことは、容易に理解できます。というのも、州の検察官が、州の陪審員の前で会社を提訴している中で、自ら多額の支払が命じられる恐れを感じていたからです。そこで初めて、たばこ会社側は和解を求めてきました。

当初、たばこ会社側は、すべての州検察官による訴訟を一括して全国レベルで解決したいと考えていました。この和解によって、会社側は、最低二五年間、一年に二二〇億ドル以

いかなければならないのです。何人かは、この和解に反対の意を示し、問題は依然として未解決のままです。

もう一方のケースについては、私が最後に聞いたところでは、陪審員を選んでいる最中でしたので、じきに裁判が始まると思われます。

③医療従事者による訴訟

A. 州による訴訟

数年前、ミシシッピ州の検察官がたばこ会社を提訴しました。彼の主張によれば、州は、たばこが原因で病気になり、保険に入っていない貧しい人々に対してかかった医療費をたばこ会社に請求する権利があるというものでした。このケースの背後にある法的な理論付けは明らかではありませんが、おそらく州は、医療を施した喫煙者を通して、いわゆる「代位弁済」の権利を主張していると考えられます。しかし、その場合、州は喫煙者一人一人に対する会社側の責任を明確にしていく必要がありますが、もちろん州はそのようなことはするつもりはありませんでした。

しかし、他の州の検察官たちも同様に、たばこ会社を提訴

上の賠償金を支払うことになることに加えて、これは他に二つの重要な意味を持っていました。第一に、健康推進活動家たちにとって、たばこの宣伝・広告に対する規制、子供に対するたばこ販売の新しい規制、及び、反たばこ教育、反対広告のための資金入手など、たばこに関する規制を強化できるという意味があります。第二に、たばこ会社側としても、個人的に製造物責任を請求してくる原告に対して年間一〇〇万ドル以上の支払い、全体として年間五〇億ドル以上が実質免除されるという意味があります。会社側は、過去において、こういった原告側につきさの支払を行ってきませんでした。この和解によって、将来的な支払を最小限に抑えることが出来るわけです。また、集団訴訟や検察官による訴訟も、今後禁止されることになるのです。このような和解案が出され、議会の承認が必要となりました。

反喫煙運動の指導者たちは、この取り決めに支持すべきか否かで、意見が対立していました。ある者は、たばこ会社が要求するものは、国民にとって悪いものにかがいないと言い、またある者は、「悪の業界」に対していかなる和解もできないと主張しました。多くの人が、できる限りの方法で、会社

側とその経営者たちに罰を与えたいと望んでいるのです。さらに、多くのたばこ運動家たちは、今後も訴訟によって、たばこ会社にダメージを与えるような秘密を暴露し、喫煙に対する反対運動を推進していくと、この和解案に反対の意を示しています。一方、多くのたばこ規制論者たちは、これを機により規制を強化したいと考えています。実際、現在のアメリカにおけるたばこ規制は弱く、この和解によって状況を改善したいというわけです。

この和解案が議会で検討される中、多くの民主党員は、たばこ会社に対して、より多くの譲歩、及び賠償金を要求しました。また多くの党員が会社に対する責任を減らすことにも反対しました。結局、たばこ会社側は、こういった新しい要求を却下しました。また議会の共和党員のほとんどは、たばこ規制強化につながるこの和解案に反対し、すべての努力は無駄に終わってしまいました。

現在、たばこ会社は、州検察官との訴訟解決に向けて、議会の介入なしに努力を続けています。すでに四つの州との和解がなされ、さらに多くの州と決着をつけていく方向です。和解によって、州に賠償金が支払われると同時に、たばこ広

のマーケットシェアを得てきています。しかし、たばこが原因と思われる疾病に苦しむ日本人のほとんどは、日本たばこ産業（JTI）のたばこを吸っていたとされています。日本では、日本たばこがほとんど市場を独占していたためです。日本で製造物責任を問うということは、一般的に困難です。日本政府は、今だ、日本たばこの株の半分以上を所有しています。

しかし日本の皆さんは、アメリカの原告側と比較して、二つの点で有利な立場にあると言えると思います。第一に、日本の弁護士は、長年にわたるアメリカでの過ちから多く学ぶ点がありますし、またアメリカの弁護士たちが手に入れた情報を証拠として利用することができるからです。もちろん、日本たばこ側は、アメリカのたばこ会社が知っていたこと（つまりたばこの害について）を知っていたはずですが、第二に、日本では、たばこの害に対する警告が不十分であったという主張が、次の二つの点でしやすいと言えます。まず、たばこのパッケージに今のような警告を表示するだけでは、アメリカのように訴訟を免れることはできません。大蔵省はたばこ会社に対して、さらに警告をつけ加えるよう取り決めましたが、これは行われませんでした。次に、現在表示されて

告や青少年の喫煙規制が強化され、さらに個人的なたばこ訴訟における会社側の責任も従来通り問われることとなります。

B. その他の保健・医療従事者による訴訟

現在、医療手当を提供している民間の保険会社や労働組合もまた、州検察官の訴訟を手本にして、訴えを起こしています。いくつかの地域では、順調にすすんでいます。訴えが却下されたところもあります。法的な有効性に疑問が多く、今後の見通しは曖昧です。

連邦政府もまた、たばこが原因と思われる多くの患者に対して、医療費を支払っています。そこで、国家訴訟も話題に上っていますが、今のところ、司法省としては、そのような訴訟を起こす根拠がないと考えています。

④日本での状況

日本におけるたばこ訴訟は、まだ始まったばかりです。私の知る限りでは、二件の製造物責任訴訟が提訴され、その後まだ大きな進展が見られません。

過去一二年間の間に、外国資本のたばこ会社は二〇%以上

いる警告では、国際基準から見て極めて弱いものであり、誤解を招きかねないとの意見も多くあります。つまり、ほとんどの飲酒が安全なように、ほとんどの喫煙ならば大丈夫であると読みとれるのです。しかし、専門家はこれには反対です。一日一箱のたばこなら吸いすぎにはならないだろうと考えられがちですが、それでも実際は、人体に害を及ぼすことになるのです。

次に、日本たばこが法的に弱い立場に置かれる可能性があるという点について、国際的な動きと合わせて見てみる必要があるでしょう。一般的にどこでも、日本たばこを含め、巨大たばこ企業は、多くの圧力を受け、彼らの抱える法的な問題を過去のものとしたいと考えています。まず第一に、アメリカの大企業の一つは、すでに莫大な弁護士料によって、企業収益が大幅に減少していると不平を漏らしています。第二に、アメリカでは、たばこ会社は現在、非常に評判が悪く、このまま訴訟が続けば、さらに事態が悪化することでしょう。日本たばこもこのような状況には巻き込まれたくはないでしょう。第三に、いくつかのアメリカのたばこ会社には、公聴会でその証言をしたという罪で、各経営者が告発されるとい

う懸念があります。もし、民事訴訟が解決されれば、このような問題もなくなるでしょう。日本はこの経営者は、今のところ、刑事訴訟について心配することもないでしょうが、もし、政府委員会、あるいは厚生省で証言することになれば、同じようなジレンマに陥ることになるかもしれません。つまり、製造物責任をめぐる訴訟で、自分たちに不利になるようなことは一切認めたくない一方で、断固として否定を繰り返せば、うその証言をしたと追求されることになるのです。第四に、国際的な流れとして、たばこ会社に対する圧力が増してきたということがあげられます。WHO（世界保健機構）は、たばこ会社にとっての成長市場である途上国において、特に影響を与えるような国際条約の作成に取り組んでいます。会社側が提訴され、マスコミに叩かれている限りは、このような国際的な圧力に対して、弱い立場を取らざるをえなくなるでしょう。第五に、もし、訴訟がすべて終われば、たばこ会社は株価を大幅に上昇させることができます。これはアメリカ企業にとっても、おそらく日本たばこにとっても、明らかに言えることです。最後に、日本における反喫煙活動家の数は、アメリカに比べて少なく、資金も十分ではありません

客員教授を務める。また、ニューヨークのコロンビア大学、フィレンツェのヨーロッパ大学、及び、ロンドン大学、パリ大学においても客員教授を務めた経験を持つ。

一〇月二〇日に行われる講義に関連した、同教授の共著作としては、“Smoking Policy: Law, Politics and Culture”(Oxford)が挙げられる。今回の訪日にあたっては、日本におけるたばこ規制に関する政策の研究を一つのプロジェクトとして掲げている。

民事訴訟に関するシュガーマン教授の著作には、“Doing Away With Personal Injury Law”(Greenwood). 及び、“Pay at the Pump Auto Insurance”(IGS Berkeley)がある。また、家族に関する法律、教育と法律についても、いくつかの著作（共著も含む）を持つ。例えば、“All Our Families”(Oxford). “Divorce Reform at the Crossroads”(Yale). “Private Wealth and Public Education”(Harvard). “Scholarships for Children”(IGS Berkeley)がある。また、“Education by Choice”(California)は、日本語に翻訳され、今月、日本で出版された。

(小野幸二)

アメリカにおけるたばこ訴訟と禁煙運動

が、たばこ産業を訴えている弁護士とともに密接に活動を行っているように見受けられます。先程お話ししたように、このような協力関係は、アメリカでは見られませんでした。

しかしながら、少なくとも今のところは、日本のたばこ業界は、アメリカ企業が長い間とってきたのと同じような訴訟での立場をとってきています。しかし、先程お話しした理由や、今のところ想像もつかないような理由から、この状況はすぐ変わるかもしれません。このままだけは、たばこ規制政策やたばこ訴訟の状況は、瞬時に変化するでしょうし、5年後、あるいは1年後ですら、どのように状況が変化していくのか予想するのは極めて困難です。

講演主催者あとがき

本訳稿は、スティーブン・シュガーマン教授が、一九九八年一〇月二〇日に、大東文化大学東松山校舎で行った講演原稿の全訳です。

スティーブン・シュガーマン氏は、カリフォルニア大学バークレー校ロースクール(アグネス・ロデュー・ロブ)教授として一九七二年より教鞭をとる。現在、京都大学法学部の